当事者間の支配の関係がある法人及び」を「第三号イ及びロに掲げるもの並びに」に改め、「行われるもの」の下に「（当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの並びに次号及び第十号に掲げる試験研究に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　新事業開拓事業者等に委託する試験研究（委任契約その他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定（以下この号及び次号において「委任契約等」という。）により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該新事業開拓事業者等とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該新事業開拓事業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの（当該試験研究の主要な部分について当該新事業開拓事業者等が再委託を行うものを除く。）

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究として財務省令で定めるもの（イ及び次号イにおいて「工業化研究」という。）に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該新事業開拓事業者等に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該新事業開拓事業者等の有する知的財産権等（法第十条第七項第七号に規定する知的財産権その他これに準ずるものとして財務省令で定めるもの及びこれらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。ロ及び次号ロにおいて同じ。）を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該新事業開拓事業者等の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

十　他の者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに第三号イ及びロに掲げるものを除く。）に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその委託に係る委任契約等（当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

イ　その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が工業化研究に該当しないものであること（その委託に係る委任契約等において、当該他の者に委託する試験研究が当該個人の工業化研究以外の試験研究に該当するものである旨が定められている場合に限る。）。

ロ　その委託する試験研究が主として当該他の者の有する知的財産権等を活用して行うものであること（その委託に係る委任契約等において、その活用する知的財産権等が当該他の者の有するものである旨及び当該知的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。）。

第五条の三第十項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　他の者（特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等並びに前号イ及びロに掲げるものを除く。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該個人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十一項中「第十条第八項第七号」を「第十条第七項第七号」に改め、同項第一号中「第五号及び第九号」を「第六号及び第十二号」に改め、同項第二号中「、第三号、第六号及び第七号」を「から第四号まで及び第七号から第十号まで」に改め、同項第三号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第十一号」に、「第十条第八項第一号」を「第十条第七項第一号」に改め、同条第十二項中「同条第八項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、「適用年（以下この項」の下に「、第十四項及び第十五項」を加え、「同条第八項第三号」を「同条第七項第三号」に、「計算に」を「計算における同号の試験研究費の額に」に改め、同条第十三項中「第十条第八項第八号」を「第十条第七項第八号」に改め、同条第十四項中「第十条第八項第八号」を「第十条第七項第八号」に、「同条第一項、第三項又は第七項の規定の適用を受けようとする年（以下この項及び次項において「総額方式等適用年」という。）」を「適用年」に、「当該総額方式等適用年」を「当該適用年」に改め、同条第十五項中「、第三項又は第七項」を「又は第三項」に、「（総額方式等適用年」を「（適用年」に改め、同項各号中「総額方式等適用年」を「適用年」に改める。

第五条の五第三項第二号及び第三号中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

第五条の五の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の四第一項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第三十八条第二項に規定する主務大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

第五条の五の二に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、第二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第五条の五の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。

第五条の六の二第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の七第二項中「第十条第十二項」を「第十条第十一項」に改める。

第五条の八第一項から第五項までを削り、同条第六項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項中「第四号」を「第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3　法第十一条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第五項において同じ。）、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項及び第八項において同じ。）及び海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第七項に規定する船舶貸渡業とする。

4　法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、鋼船（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち、海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は沿海運輸業の用に供されるもので、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

5　法第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第五条の八第八項を同条第六項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「第一項若しくは第五項の規定により機械その他の減価償却資産を指定し、又は第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　法第十一条第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。